

新公益法人及び移行法人への立入検査の実施時期

新公益法人の立入検査は、法令で明確に遵守することを定められた事項に関して、事業の運営実態を確認するという観点から行われます。

公益認定後第1回の立入検査は、できるだけ早期に実施すると指針が出ています。ここで「できるだけ早期」とは、公益認定後1年から3年を目途という意味です。第2回以降の立入検査は、直近の立入検査実施後3年以内に実施されます。立入検査の対象になると、立入検査実施予定日の概ね1ヶ月前に、実施日時、場所等の通知があります。

定期提出書類等で得られた情報を活用し、立入検査を行わなければ確認が困難な事項に重点が置かれます。例えば、法人運営全般について、理事又は監事等法人運営に責任者へのヒアリングが行われます。これは、理事会がしっかり機能しているか、を確かめるためです。

一方、移行法人(公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人)への立入検査は、新公益法人のそれと違って、公益支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由がある場合に初めて行われます。

「公益支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由」

次のような事態が発生していることを意味します。移行法人に対する立入検査は、事前に計画して行うものではありません。

- 1 正当な理由がなく、整備法第119条第2項第1号の支出をしないこと
- 2 各事業年度の整備法第119条第2項第1号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと
- 3 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、整備法第125条第1項の変更の認可を享けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること

移行法人では、公益目的支出計画が順調に実施されていれば、立入検査を受けることはありません。